指定入院医療機関の整備

病棟整備に係る基本的考え方

1　総括的事項

①　本病棟は、あくまで対象者に対し良質な医療を効率的に提供するための医療施設であり、本病棟の性格上やむを得ないものを除き、本病棟が設置される医療機関の他の建築物とのバランスも踏まえつつ、医療施設としてふさわしい外観、構造設備とする。

②　本病棟については、早期の社会復帰に向けての対象者一人ひとりに対する取り組みが効果的になされるよう、また、入院当初において心理的な自己管理の面で不安定な状態にある者の早期安定を図れるよう、居室は個室とする他、敷地等の制約条件を踏まえつつ、診療部門や共用部門等の構造設備面においても可能な範囲で配慮をする。

③　本病棟については、裁判により入院することが義務づけられた者（無断退出の場合には病院側に連れ戻す責務も発生）を対象とすること等から、閉鎖病棟とするとともに、本病棟が設置される医療機関全体の安全管理体制とも整合性を図りつつ、無断退出や外部からの違法な接触等を防止するため必要最低限の措置を構造設備面において講ずる。